

退職者医療制度をご存じですか

会社や役所に勤められていて退職し、国保に加入している人(または、これから加入する人)で次の条件を満たしている人とその家族(被扶養者)は、「老人保健制度」に移るまでの間は「退職者医療制度」で医療を受けることになります。



●対象となる人

- ①国保に加入している人
- ②老人保健の適用を受けていない人
- ③厚生年金や各種共済組合などの年金を受けられる人で、その加入期間が20年以上、もしくは40歳以降10年以上ある人



●届出に必要な書類等

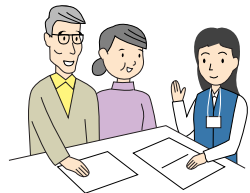
年金の受給権が発生した日が、退職被保険者となる日です。年金証書を受け取ったら14日以内に、保険証、年金証書、印かんを持って役場各庁舎の総合サービス課に届け出てください。「国民健康保険退職被保険者証」が交付されます。



●必ず届け出をしましょう

退職者医療制度では、本人の自己負担と保険税のほか、職場の健康保険などからの拠出金が財源となっています。退職者医療制度の対象となっているにもかかわらず届け出がされないと、拠出金が負担する医療費分まで国保が負担することになります。

皆さんの負担軽減が図られることにもなりますので、対象となったら役場各庁舎の総合サービス課まで必ず届け出をお願いします。



●退職者医療制度の被扶養者になる人

退職被保険者と生活をともにし、主に退職被保険者の収入によって生計を維持している次の人です。

- ①退職被保険者の直系尊属、配偶者(内縁でもよい)と3親等内の親族、または配偶者の父母と子
- ②国保の加入者で、老人保健法の適用を受けていない人
- ③年間の収入が130万円未満(60歳以上、または障害者の場合は年収180万円未満)の人

問い合わせ 役場(千畑庁舎)住民生活課 医療保険班 ☎84-1111(内線2144)

家庭用生ごみ処理機を購入予定の方へ 購入費の半額(上限5万円)を補助します

家庭から出されるごみの量は年々増えていますが、その中で生ごみの占める割合は少なくありません。町では、生ごみの減量化と資源化(有機質肥料)によるご家庭での再利用を推進するため、生ごみ処理機を購入するご家庭に対し次のとおり購入費の一部を補助します。

対象者 ●美郷町内に住所があり、居住している方。(法人は除く)

※ただし、初めて購入される方に限ります。

補助金額 ●購入費の半額(上限5万円)

補助予定台数 ●30台

申請方法 ●申請用紙は役場各庁舎の総合サービス課にありますので、見積書等を添付のうえ申請してください。

参考 生ごみ処理物を使用した土は市販の化成肥料を使用した土と比べて、野菜は糖度や収穫量が増え、花壇の草花も長期間咲き続けるという報告もあります。

問い合わせ 役場(千畑庁舎)住民生活課 環境班 ☎84-1111(内線2143、2148)

20歳台の若者のための納付猶予制度が始まりました

これまでは、フリーターなどであまり所得のなかった方々も「同居している親に所得があったために免除にならない」場合が多くありましたが、平成17年4月の法改正により30歳未満者向けの「若年者納付猶予制度」が新設されました。

対象となるのは？	20歳～29歳の国民年金1号被保険者の方々です
所得審査の対象者は？	申請者本人とその配偶者の方です
年金の受給資格期間には？	算入されます
将来の受給額へは？	追納された場合に限り算入されます
追納可能期間は？	10年以内ならば追納できます (※2年以上経過後は保険料に一定の加算がかかります)
万一のときは？	障害基礎年金や遺族基礎年金の支給対象となります

※若年者納付猶予制度は、あくまでも「支払猶予」です。一般の免除とは性質が異なります。

※所得が基準額を超えている場合には納付猶予の対象外となります。

(なお、基準額は被扶養者の人数などにより異なります。)

※30歳の誕生日以降の期間については、一般免除申請として審査されます。

※この制度は1年更新(7月～翌年6月まで)です。

引き続き猶予を希望される場合は新たに手続きが必要となります。

学生の方々には「学生納付特例制度」があります！

所得審査対象が本人のみであること・年齢制限がないこと以外の点については、基本的な考え方は若年者納付制度と同じです。

こちらの制度は年度更新(4月～翌年3月)となっています。前年度より引き続き特例を希望される方は更新手続きが必要となりますので、次のものをご持参のうえ、役場各庁舎の総合サービス課で手続きしてください。

・学生証のコピー(もしくは在学証明書) ・印鑑 ・年金手帳

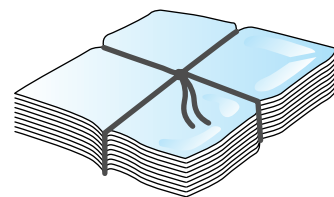


大曲社会保険事務所 ☎0187-63-2295
役場(千畑庁舎)住民生活課 戸籍年金班 ☎84-1111(内線2146)

家庭用廃ビニールを収集します

収集日程●

		日 程	地 区 名
6月	7日(火)	午前9時～11時	仙南地区(金沢西根)
		午後1時～3時	仙南地区(飯詰・金沢)
	8日(水)	午前9時～11時	六郷地区
		午後1時～3時	千畑地区



収集する家庭用廃ビニール●

家庭菜園(自家消費程度)で使用したビニール類(マルチ)、肥料袋、車庫用ビニールシートなど。

※パイプハウス用ビニール、苗代用ビニール、苗箱などは産業廃棄物のため、町では収集できません。

搬入方法● ・ひもで十字に縛り、10kg程度の重量にしてください。

・濡れたものや泥の付着したビニールは搬入できません。

搬入先●仙南地区百目木最終処分場(野球場となり) ※個人で直接運搬してください。

処 理 料●1kgあたり 20円 ※計量後、現金でお支払いください。



役場(千畑庁舎)住民生活課 環境班 ☎84-1111(内線2143、2148)